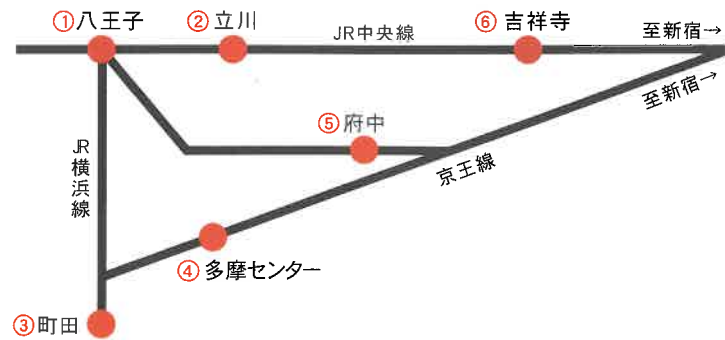


「別冊」

# たまパブ通信

## 多摩地域の 公証役場 一覧



### ①八王子公証役場

〒192-0082  
八王子市東町7-6  
エバース第12八王子ビル2階  
電話: 042 (631) 4246

### ②立川公証役場

〒190-0023  
立川市柴崎町3-9-21  
エルフレア立川ビル2階  
電話: 042 (524) 1279

### ③町田公証役場

〒194-0021  
町田市中町1-5-3  
CLA司法関連・公証センタービル3F  
電話: 042 (722) 4695

### ④多摩公証役場

〒206-0033  
多摩市落合1-7-12  
ライティングビル1階  
電話: 042(338)8605

### ⑤府中公証役場

〒183-0023  
府中市宮町2-15-13  
第15三ツ木ビル3階  
電話: 042(369)6951

### ⑥武蔵野公証役場

〒180-0004  
武蔵野市吉祥寺本町  
2-5-11 松栄ビル4階  
電話: 0422 (22) 6606

## 法律相談のご案内

# 042-548-2450

**事前  
予約制**  
お電話で

予約受付時間

9:30~17:00 (土日祝は除く)

相談料金

※2022年10月現在

30分  
5,500円  
(税込)

延長  
15分につき  
2,750円  
(税込)

債務整理のご相談は  
初回30分以内  
**無料**

相談日

月・水・金 12:00~20:00

土(奇数週) 10:00~12:00、13:00~15:00



※予約受付・相談日は、祝・祭日、年末年始を除きます。  
※左記以外の日をご希望の場合はお問合せください。  
※詳細は予約電話番号までお問合せください。

弁護士法人多摩パブリック法律事務所  
(本所) 〒190-0012 (東京弁護士会所属)  
東京都立川市曙町2-34-7 ファールレイーストビル2階  
TEL.042-548-2422 (代表) FAX.042-548-2437

お困りの際は、悩まずにまずはご相談を！  
詳しくはホームページをご覧ください。

<http://tamapb-law.jp/>

多摩パブリック

検索



## Ⅳ 遺言って…?

### 相続でもめるって話を

### よく聞くので、

### 「遺言」を書いておいた方が

### いいような気がする。

### でも、どうすれば…?



これだけは  
知って  
おきたい

# 遺言 Q & A

お亡くなりになった後の相続については、「遺言」で自分の気持ちを示しておくことができます。でも、「遺言」って、いったいどんなもので、どのようにすればいいのでしょうか？

## 「遺言」の種類にはどのようなものがあるの？

遺言（普通は「ゆいごん」と読みますが、「いごん」と読まれることもあります）には、以下の種類があります。

自筆証書遺言

公正証書遺言

秘密証書遺言

危急時遺言

（死亡危急時遺言・難船時遺言）

それでは、それぞれについてやり方を見てみましょう。



### 自筆証書遺言って？

遺言は、自分で書くことで作成できます。これを「自筆証書遺言」と言います。有効な遺言となるための要件が民法に定められているので、作成時には注意が必要です。

要件…①遺言内容 ②日付 ③氏名を自署し、④これに押印すること

遺産目録を添付する場合は、遺産目録についてはパソコン等で作成することもできますが、目録の全ページに署名押印する必要があります。なお、自筆証書遺言の本文、目録に加除訂正をする場合は、訂正印や訂正箇所の指示・署名などが必要となります。

この遺言は、遺言書保管所（法務局）に保管されていた場合を除き、死亡後に家庭裁判所での「検認」が必要です。

【検認】 公正証書遺言、遺言書保管所に保管されていた自筆証書遺言以外の遺言は、相続の開始後、遅滞なく家庭裁判所に遺言を提出しなければなりません。これを「検認」手続と言います。封印されている遺言はここで開封する必要があります（ただし、誤って事前に開封してしまっても、そのことだけで遺言が無効になるわけではありません）。

自筆証書遺言のメリットはなんと言っても作成がすぐにできることです。デメリットとしては、内容が不明確になる危険があること、作成当時の判断能力等が問題になる可能性があること、また紛失、偽造・変造のリスクがあることなどです。ですので、作成時には弁護士に相談することをお勧めします。



### 秘密証書遺言って？

- ①遺言者が遺言書に署名押印する。
- ②その書面を封じて、同じ印で封印する。
- ③遺言者がその封書を公証人1名および証人2名に提出し、自分の遺言であることと、自分の氏名、住所を申述する。
- ④公証人が提出日付及びその申述内容を封紙に記載し、遺言者・公証人・証人が署名押印することにより作成するものです。

内容を秘密にできることがメリットです。

また、遺言書の全文や日付の自署は不要です（＝この点は、偽造リスクがあるとも言えます）。



### 一度書いた遺言は撤回できないの？

遺言はいつでも撤回できます。

- ◎改めて遺言の形をとることで撤回することができます（どの方式でも可）。
- ◎前と違う内容の遺言をした場合、前の遺言はその部分について撤回したものとみなされます。
- ◎遺言後の生前処分やその他の法律行為と遺言の内容が違った場合、その部分の遺言は撤回されたものとみなされます。たとえば、遺贈の対象としていた不動産をその後売ってしまう場合などです。
- ◎遺言書を破棄したときは、破棄した部分は撤回したものとみなされます。また、遺贈の目的物を破棄した場合も同様です。

### 公正証書遺言って？

「公証役場」で作成する遺言です。方式不備や偽造等のリスクを避けることができること、また検認が不要となることなどのメリットがあります。



【公証役場】 国の公務である公証事務を担う公務員（公証人）が執務する事務所です。遺言以外にもさまざまな事務（公証事務）を行っています。公証役場は各地にあります。詳細は日本公証人連合会 HP <http://www.koshonin.gr.jp/>

公正証書遺言を作る際

- ①証人2名の立ち会いが必要で（証人が自分でみつけられない場合には公証役場で紹介してくれます。ただし費用がかかります）。
- ②遺言者が公証人に遺言の内容を直接口頭で伝える（口授）ことも必要です。
- ③その上で公証人は口授の内容を「公正証書」にまとめ、遺言者と証人による内容確認の上で
- ④遺言者並びに証人が署名押印をし、そこに公証人が署名押印することで完成します。

この公正証書遺言は、原本が公証役場に保管され、正本は遺言者が保管します。保管された遺言は検索できます。なお公正証書遺言作成費用は遺言の内容によって異なるので、確認が必要です。

### 危急時遺言って？

民法には、「疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者」または「船舶が遭難した場合において、当該船舶中において死亡の危急に迫った者」が遺言をしようとするときの規定があります（死亡危急時遺言（976条）、難船時遺言（979条））。



死亡危急時遺言は、作成時から20日以内に家庭裁判所の確認を得なければならないことに注意が必要です。難船時遺言についても遅滞なく家裁判所に確認を請求する必要があります。

なお、その他、「伝染病隔離時遺言（977条）」「在船時遺言（978条）」という遺言もあります。